⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年10月２日において次の条件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に元請として完成した工事で、構成員のうち１者が下記１）～４）の要件を満たす製作及び架設工事の施工実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体、異工種建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。)元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

１）道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

３）最大支間長が25m以上であること。

４）架設工法がトラッククレーン工法及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーンを含む）以外の工法であること。

ただし、上記１）～４）は同一工事であること。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、鋼構造物工事業の許可を有する構成員で、鋼橋上部工事の工事種別において構成員の中で最も上位の順位を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①１）～４）の要件を満たす架設工事の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。

④　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、鋼構造物工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲)」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。)における令和７・８年度の鋼橋上部工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「Ｒ８－10　能越道七海１号橋上部工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

四国地方整備局の下記１に示す工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月２日

四国地方整備局長　奥田　晃久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和８－10年度　佐賀大方道路馬地第１トンネル工事

２　工事場所　高知県幡多郡黒潮町佐賀

３　工事内容

工事延長　Ｌ＝480m

トンネル延長　Ｌ＝285m

トンネル（ＮＡＴＭ）工　１式

ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　Ａ＝92㎡、幅員Ｗ＝12m

４　工期

令和10年12月28日まで。

５　申請の時期

令和８年10月５日から令和８年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。なお、令和８年11月５日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体)」(以下「申請書」という。)は、令和８年10月２日から〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に電子メール等で交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、原則として電子メールにより提出すること。

提出先アドレスはskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。なお、申請書への押印は不要とする。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲)（７⑸の条件を満たすものに限る。)の写し。

２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(令和８年10月２日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１を使用すること。)。

３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。)５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条